

令和8年度新見市一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 処理区域 新見市全域

(2) 計画人口の見込

住基人口(R8.1.1)	25,207
--------------	--------

(2) 総発生量の見込み

ごみ	9,755
し尿, 浄化槽汚泥	8,234

(4) 処理計画量

ア ごみ

		計画量 (t/年)
家庭系ごみ	可燃ごみ	3,820
	資源物	514
	埋立ごみ	160
	粗大ごみ	190
	小計	4,684
事業系ごみ	可燃ごみ	3,589
	埋立ごみ	19
	粗大ごみ	49
	小計	3,657
集団回収		813
生ごみ資源化		601
合計		9,755

イ し尿・浄化槽汚泥

		計画量 (kl/年)
し尿		1,799
浄化槽汚泥		6,435
合計		8,234

2 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(1) 排出抑制・資源化促進等のための方策

項 目	内 容
1) 市民の取り組み	
分別の徹底	現在実施している4種16分別について、更なる分別の徹底を推進し、適正なごみ分別に努める。
集団回収の促進	P T Aや地域団体が実施する集団回収に積極的に協力する。
生ごみ処理容器導入	生ごみ処理容器を導入し生ごみの堆肥化を行い、ごみ減量化及び資源化に努める。
過剰包装の抑制	商品の選択時に簡易包装商品や詰替可能商品を優先し、購入時にはできるだけ過剰包装を断る。
商品購入時におけるごみ発生抑制	不要なものを買わない、買いすぎない、耐久性に優れた商品を購入するなど、ごみが発生しにくい消費を心がける。
製品の長期利用	家具や電化製品など、必要な手入れや修理など行うことにより、長期利用に努める。
リユースの促進	不要物をすぐごみとして廃棄するのではなく、フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用し、再利用を進める。
食品ロスの削減	買いすぎない、食材を使い切る、食べきるなど、食べ物のむだをなくし食品ロスを減らすためのライフスタイルを実践することで、食品ロスの削減に努める。
生ごみの水切りの励行	三角コーナー等を活用し、生ごみの水分量を減らし、排出ごみの重量削減に努める。
マイバッグの使用の徹底	使い捨てとなりやすいレジ袋の削減のため、マイバッグを携帯し、ごみ発生量の削減を進める。
プラスチックごみの削減	詰め替え用品の活用、マイボトルの使用など、使い捨てプラスチック製品を使用しない生活を心がける。

2) 事業者の取り組み		
	事業活動におけるごみ減量化及び資源化の推進	事業活動において、ごみの減量化や資源化を心がけ、ごみを出さない環境にやさしいビジネススタイルを実践する。
	ごみ排出量の把握	自ら排出するごみについて、適切な資源化・廃棄を行うため、排出量を自ら把握するよう努める。
	ごみ適正処理マニュアルの作成	適切な資源化・廃棄を行うため、各事業者の形態に合わせた独自の処理マニュアルを作成するよう努める。
	発生源としてのごみ発生抑制	商品製造・運搬・販売にあたり、原材料の選択や各種工程などにおけるごみ発生抑制に努める。
	過剰包装の抑制	商品の製造・加工・販売にあたり、過剰な容器包装の使用を避け、または再利用・資源化可能なものを選択するなど過剰包装の抑制に努める。
	社員教育の実施	ごみ分別の徹底、適正処理等を推進するため、社内教育活動を実施するなど、社員の理解を深める取り組みに努める。
3) 行政の取り組み		
	分別回収の促進	現在実施している4種16分別について、更なる分別の徹底を啓発する。
	集団回収の促進	ごみの資源化・減量化及び収集運搬経費の削減のため、「ごみ減量化協力団体報奨金」制度を実施しており、更なる参加団体の募集及び回収量の増加を図る。
	ごみ処理手数料の検討	家庭系ごみは指定ごみ袋により、事業系ごみは従量制によりごみ処理手数料を徴収している。今後も、ごみの発生抑制、資源化推進のため、事業者においては自ら処理することを推進するため、適正なごみ処理手数料・徴収方法等の設定の検討を継続していく。

環境教育の充実	これまで、小学4年生を対象とした環境教育事業「ごみの行方」や平成28年度からは「ごみ分別出前講座」など、環境教育に取り組んでいる。今後も継続して幅広い世代を対象とした環境教育を推進していく。
市民団体との協働	これまでも、環境に関する活動を行う団体と協働により、市内清掃活動や3R促進啓発活動などを行っている。今後も更なる充実を図るとともに、市民団体等の育成に努める。
マイバッグ運動の推進	マイバッグ運動を市内各事業者と協力し、可燃ごみの減量化を図る。
プラスチックごみ削減の推進	レジ袋や使い捨てプラスチック製品などの使用削減について市民に啓発することで、プラスチックごみの削減を図る。
食品ロス削減の推進	食品ロスの発生を抑制するため、食品ロスを減らすためのライフスタイルについて情報提供や啓発を行うなど、食品ロスに対する市民や事業者の意識の向上を図る。
事業系紙類の資源化促進	事業系紙類は内部情報等が含まれており、未だ焼却処理されているものが多い。民間リサイクルルートに関する情報提供を行うことにより、事業者による紙類の資源化を促進する。
拠点回収施設の検討	資源物の収集契機増加のため、常設の拠点回収施設設置を検討し、リサイクル率の向上に努める。
意識の醸成	地球環境の保全につながる低負荷・循環型社会の必要性について情報発信に努め、ごみ減量化・資源化等に対する意識の向上を図る。
ごみ箱設置促進	市内中心部の一部においては、未だにごみ箱が設置されず、路上に野積みでごみが排出されている。景観上や公衆衛生保全のためにも、ごみ箱設置補助制度を活用したごみ箱の設置を促進する。

	不法投棄対策	不法投棄監視員による不法投棄パトロールを継続するとともに、住民等への普及啓発を推進し、ポイ捨て等のないきれいなまちづくりを進めていく。
--	--------	---

3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) ごみ

ア 家庭系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物については、民間業者に委託して収集しているが、粗大ごみについては平成28年度より直営で収集している。

種 類		発生量 (t/年)	収集方法	収集運搬
可燃ごみ		3,820	ステーション収集 自己搬入	委託 排出者
埋立ごみ		160		
資 源 物	紙類	173		
	金属類	55		
	びん類	145		
	布類	17		
	ペットボトル	14		
プラスチック		110		
粗大ごみ		190	戸別収集 自己搬入	直営 排出者
合 計		4,684		

イ 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物については、排出者責任の考え方から、排出事業者が一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する又は自己搬入している。

種 類		発生量 (t/年)	収集方法	収集運搬
可燃ごみ		3,589	戸別収集 自己搬入	許可業者 事業者自身
埋立ごみ		19		
粗大ごみ		49		
合 計		3,657		

(2) し尿、浄化槽汚泥

し尿・浄化槽汚泥については、許可業者が収集・運搬を行っている。

種 類	発生量 (k1/年)	収集方法	収集運搬
し尿	1,799	戸別収集	許可業者
浄化槽汚泥	6,453		
合 計	8,234		

4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、津山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、一般廃棄物を適正に収集、運搬、処理する。

	処理主体		
	収集運搬	中間処理	最終処分
ごみ	市（許可・委託）	市	
し尿、浄化槽汚泥	市（許可）	市	

(2) 施設概要

ア 中間処理施設

施設名	新見市クリーンセンター
所在地	新見市金谷253番地
建設年度	平成9年度～平成11年度
稼働開始	平成11年3月
処理能力	23t/8h×2炉（計46t/8h）
処理対象物	可燃ごみ
燃焼設備	ストーカ式焼却炉

イ し尿処理施設

施設名	新見市衛生センター
所在地	新見市金谷252番地
建設年度	平成25年度～平成28年度
供用開始	平成28年9月
処理能力	43k1/日（し尿21k1/日、浄化槽汚泥22k1/日）
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理方式

ウ 最終処分場

施設名	新見市処理センター	
所在地	新見市哲多町宮河内1940番地24	
建設年度	平成17年度～平成19年度	
稼働開始	平成19年4月	
最終処分場 施設	埋立面積	4,200 m ²
	埋立容量	27,400 m ³
	埋立対象物	焼却残渣、不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣
	構造形式法	クローズド型処分場
前処理施設	処理方式	破碎＋選別＋貯留
	処理能力	4 t/日（埋立ごみ2.6 t/日、粗大ごみ1.4 t/日）
	処理対象物	埋立ごみ、粗大ごみ
浸出水処理 施設	処理方式	中和処理＋外部処理（下水処理施設との共同処理）
	処理能力	10 m ³ /日

(3) 新見市一般廃棄物収集運搬業許可業者の許可方針

今後のごみ排出量は、既存の許可業者の積載能力及び運搬実績を上回る見込みはなく、現行の許可業者による適正な収集運搬が確保できるものと考えられることから、現状においては原則として新規許可は行わないものとする。

5 その他一般廃棄物の処理に関し、市長が必要と認める事項

(1) 廃棄物処理施設で処理できない又は処理が困難な下記の廃棄物は、取扱い業者などで処理する。

- ① 火薬類、ガスボンベなど、爆発の危険があるもの
- ② 毒物、農薬、劇薬などの薬品類とその容器
- ③ タイヤ、自動車用部品、消火器、バッテリー、太陽光パネル、太陽熱温水器、ボイラー、大型コピー機（複合機）
- ④ ブロック、レンガ、コンクリートガラ、瓦、大型廃木材
- ⑤ 農機具、農業用資材（マルチ、あぜなみ、ハウス用ビニール、苗箱など）
- ⑥ 多量のペンキ、絵の具
- ⑦ 自動車用オイル、灯油などの廃油
- ⑧ その他適正処理が困難なもの

- (2) 廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入する場合は、「新見市一般廃棄物処理基本計画」に従い分別するとともに、廃棄物処理施設職員の指示に従い施設の適切な管理・運営に協力する。